

[事案 23-29] 死亡保険金支払請求

・平成 23 年 9 月 28 日 裁定打切り

<事案の概要>

うつ病の治療を受けていた長男の死亡につき、契約後 3 年間の自殺免責期間中の自殺であるとして死亡保険金支払を拒まれたことを不服として申立てのあったもの。

<申立人の主張>

長男は、平成 20 年 7 月に養老保険に加入し、平成 22 年 10 月に自殺により死亡した。死亡する直前まで精神科に通院治療しており、担当医師作成の診断書にも「うつ病の影響下に実行された自殺と考えられる」と記載されており、うつ病という疾病の影響下で死亡したものであって「自殺」ではないことから、支払免責事由に該当しないので、死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の事情から、被保険者（長男）は、自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた結果、自殺行為に及んだものとは認めることはできず、約款上の支払免責事由である「自殺」に該当するため、死亡保険金支払請求に応ずることはできない。

- (1) 被保険者は、うつ病で通院していたが、入院はしていなかった。
- (2) 自殺直前に自ら中古自動車店に行き、自家用車を売却して、自動車を購入してきた。
- (3) 死亡の手段は自宅の窓の棧にネクタイを掛けて首を吊ったことによる縊死であり、被保険者が自らの手段を達成するための準備行動をしていると認められる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方が提出した書面等に基づいて審理したが、下記のとおり、裁定審査会の権限の範囲では判断に必要な諸事実の確認ができず、本件についての審理・判断をすることができない。そこで、所要の権限を有する裁判所による裁判手続において解決することを妥当と思料し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、裁定打切り通知にて理由を明らかにして、裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1) 判例・学説上、自殺免責規定における「自殺」（以下、自殺免責規定の自殺については「自殺」と表記する。）とは、被保険者が自己の生命を絶つことを意識し、これを目的としてその生命を絶つことをいい、被保険者に精神疾患による精神障害が生じている場合など、自由な意思決定をなしえない状況の下になされた動作に基因する死亡は、ここにいう「自殺」には含まれないと解されている。

しかし、精神病に罹患している者全てが精神疾患を原因として自殺するわけではなく、被保険者の自殺行為が精神障害中の自殺として、「自殺」には該当しないと認められるためには、単に精神病への罹患だけでは足りず、精神障害が被保険者の自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた結果、自殺行為に及んだものであると判断できることが必要であるとされている。

したがって、本件でも、「自殺」に該当しないというためには、被保険者がうつ病に罹患していた事実が認められることのみでは足りず、そのうつ病により、被保険者の自由な意思決定能力が喪失ないしは著しく減弱された結果、自殺に及んだと判断されることが必要となる。

- (2) 当事者双方が提出した書面等の一件書類を検討したところ、被保険者が本件自殺時にうつ病に罹患しており、かかる疾病が被保険者の自殺を惹起した可能性は認められるものの、かかる疾患が存在することによって、直ちに被保険者に自由な意思決定能力が欠けていたか、あるいは著しく減弱していたと認定することはできない。
- (3) この点を判断するには、被保険者のうつ病の程度、本来の性格、自殺に至る言動や精神状態、自殺行為の態様、他の動機の有無等を総合的に勘案しなければならないが、そのためには、診療記録の取り寄せ、担当医師や被保険者の周囲の人物からの事情聴取、専門医師の鑑定等が必要となるが、当審査会は裁判外紛争処理機関であり、かかる調査、証言を得て、鑑定をする手続きを持たない。